

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに死亡した場合には、当該短期非居住贈与者から贈与により取得した国外財産については、相続税の課税価格に加算しないこととする。(第4条、第5条の2関係)
- 2 短期非居住贈与者が国内に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに当該短期非居住贈与者又はその贈与の日の属する年において財産を贈与した者が死亡した場合等には、その死亡した者から贈与により取得した財産で相続税の課税価格に加算されるものについては、贈与税の申告を要しないこととする。(第4条の4の2、第7条の2関係)
- 3 一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合において、親族等の数が役員等の数のうちに占める割合を3分の1以下とする旨の定款の定めがないこと等の一定の要件に該当するときは、贈与税等の負担が不当に減少する結果となると認められることとする。(第33条関係)
- 4 特定一般社団法人等に対する相続税の課税について、特定一般社団法人等の純資産額の算定方法、同族理事の範囲及び過去に贈与等により取得した財産について課された贈与税額等の税額控除の計算方法の細目等を定めることとする。(第34条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)